

# 海上幕僚監部調査部発行『隊員への接近の手口』からみる国民への視線

津田 壮章

京都大学大学院 人間・環境学研究科博士後期課程  
立命館大学国際平和ミュージアム平和教育研究センター リサーチ・アソシエイト  
日本学術振興会特別研究員 DC2

## 1 章 はじめに

戦後、日本における兵士の確保に関する制度が徴兵制から志願制へと移行したことで、自衛隊に対する世論が自衛隊員募集や自衛隊退職後の生活に与える影響は無視できないものとなった。旧軍のような影響力を保持することは不可能となっていたため、市民と接触する機会の多い部署の存在がとりわけ重要な意味をもつようになったといえる。

自衛隊の必要性に関しては、ベトナム反戦運動や学生運動、70年安保闘争等が盛り上がりを見せていた1969年の「自衛隊に関する世論調査」で「自衛隊はあった方がよいと思いますか、ない方がよいと思いますか」という問いに、「あった方がよい」74.9%、「ない方がよい」9.7%、「わからない」15.4%<sup>1)</sup>と、大きく差が開いていた。一方で、1960年代、70年代には、恵庭事件、長沼ナイキ訴訟、百里基地訴訟といった自衛隊の違憲性が争点となる裁判も多く、社会の中で自衛隊員の肩身の狭さが示される事例には事欠かなかった。

真田尚剛は、雫石事故に関する自衛隊に批判的な報道や、各種違憲訴訟、自衛隊の沖縄配備反対運動等、1970年前後の自衛隊に対する批判的な動きを挙げ、「防衛政策関係者はこのような状況に直面し、強い危機感を抱き、それまでなおざりにされてきた防衛力に関する説明、つまり『方針』の策定を考えるようになる」<sup>2)</sup>として、1976年の防衛計画の大綱策定や、基盤的防衛力構想という理論の背景にこ

うした危機感があったと指摘している。

世論調査では1969年時点で既に自衛隊自体の必要性が認められていたとはいえ、その役割への理解があったとは言い難い。1969年の「自衛隊に関する世論調査」には、「自衛隊はこれまでどんなことで、一番役に立つてきたと思いますか。この中から一つだけ言つて下さい」とする問いがあり、「災害派遣」70.4%、「国の安全の確保」8.3%、「国内の治安維持」5.1%、「民生協力」4.3%、「その他」0.6%、「わからない」11.3%という結果<sup>3)</sup>であった。任務への認識については災害派遣が多く、防衛出動や治安出動といった軍事面での必要性が広く共有されていたかという点には疑問が残る。むしろ、60年安保闘争に対して自衛隊が治安出動するべきかどうかという論争<sup>4)</sup>で懸念されたように、国民に銃を向ける可能性のある治安出動は、自衛隊にとってリスク<sup>5)</sup>のある行動でしかなかった。

軍事組織に求められるはずの防衛出動や治安出動といった任務が期待されていない一方で自衛隊自体は認められるという傾向は、日米安保体制に組み込まれた自衛隊と憲法9条の両立が定着していたことを示すものであろう。

自衛隊と地域社会の関係を語る際のキーワードとして「国民の自衛隊」<sup>6)</sup>という言葉がある。『自衛隊十年史』にも示されており、そこでは、「国土防衛の基本は、自からの国を自からの手で守ろうとする国民の積極的な防衛意志にかかっている。この点において防衛力の整備充実は、広く国民の理解と支

持に立って行なわなければ到底実現不可能であることを認識すべきである。すなわち国際情勢に対する深い認識と防衛に関する正しい知識を国民が保持することである。同時に、自衛隊員の各自が国民の自衛隊である本義に徹し、国防の第一線に立つものとしての自覚を深め、団結を強固にして精鋭な部隊の建設に努め、常に国民に親しまれ信頼される隊員であるよう心がけることでなければならない<sup>7)</sup>と、方針が示されている。

ここでいう「国民の自衛隊」は、天皇の軍隊である旧軍との対比であるとともに、国民の支持を得ることが隊員募集や予算確保に直結するという必要性に基づくものでもあった。しかしながら、自衛隊に批判的な国民への対応については、これまであまり検討されてこなかった。国民と直接対話・対峙する部署の自衛隊員にとって、抽象的な「国民」概念では対処しがたい事態も起こり得たのではないだろうか。また、この中で、「国際情勢に対する深い認識と防衛に関する正しい知識」の啓蒙が位置付けられている点は留意すべきであろう。自衛隊員には、国民に親しまれる存在になると同時に、国際情勢や防衛に関する知識の浸透役が求められていた。すなわち、国民に親しまれる先に、国民の軍事に対する理解が想定されていたといえる。このように、「国民の自衛隊」概念における自衛隊による国民への眼差しは、自衛隊にとっての理想的な国民像の形成を意味していた。

「国民の自衛隊」になるための民生支援や災害派遣等は、1957年に閣議決定された国防の基本方針内で「民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する<sup>8)</sup>」として、いわゆる「防衛基盤育成」の一環として位置付けられている。自衛隊が「国民の自衛隊」になろうとしてきた方策は、近年、社会学分野で研究蓄積がみられる。例えば、アーロン・スカブランド (Aaron Skabelund) は、北海道の雪まつりを支援する自衛隊を主な事例に、民生支援や災害派遣を「愛される自衛隊」になるためにおこなってきたと位置付けている。そこでは、「社会からの疑念や孤立を乗り越えるため、自衛隊は受容と援助と敬意を手にいれよ

うと世間に向けて、一途に絶え間なく、熱心な求愛を続けてきた<sup>9)</sup>」と同時に、「自衛隊とその盟友たちがなによりも強く願ったのが、軍隊なしには何もできないという考えを一般の人々に植えつけることであった<sup>10)</sup>」と、その意図を示している。

自衛隊に対する国民の視線や反応を記す資料としては世論調査が蓄積<sup>11)</sup>されており、研究対象となることも多い。しかし、自衛隊が平和運動・反戦運動に対してどのように反応してきたかが記された資料は、それほど多くない。近年では、自衛隊退職者へのオーラル・ヒストリー研究が進められており、当時を回想する記述も徐々に増えてきているが、公文書として残るものはほとんど見られない。そうした中で、筆者は自衛隊内部向けに発行された文書である『隊員への接近の手口』(以下、資料Aとする)を入手した。

資料Aは、ベトナム反戦運動や学生運動、70年安保闘争等が盛り上がりを見せる1960年代後半に、海上自衛隊員に対しておこなわれた反戦運動への参加呼びかけや情報収集目的での市民からの接触事例を、「女性によるもの」、「飲食店街におけるもの」、「通学隊員に対するもの」、「家庭に対するもの」、「家族に対するもの」、「電話によるもの」、「その他車中での話しかけ」、「その他 写真撮影」の8つに分類したうえで、解説と教訓が記されている。大きさは縦252mm、横174mmであり、文字が書かれているものの頁数が付けられていない「表紙」及び「はじめに」、「目次」部分を合わせると全22頁の文書である。

入手方法は古書店で購入した。資料Aは、自衛隊内部向けに書かれているという点で、当時の自衛隊が何に危機感を抱き、平和運動や反戦運動等に対してどのように対応してきたのかを知る重要な手掛かりとなる。また、自衛隊の内部向け文書が資料として残存している点で貴重である。

本稿は、資料Aを中心として、ベトナム反戦運動や学生運動、70年安保闘争等が盛り上がりを見せる1960年代後半の時代に、自衛隊側が何に危機感を抱き、どのように対処しようとしていたのかを見ていきたい。それは、治安出動で国民に銃を向け

る可能性があった60年安保闘争の緊張感を引き継ぐ時代の、運動と対峙する現場における国民像を垣間見ることにもつながるものである。

## 2章 隊員教育における精神教育と反共

自衛隊創設期から内部教育としての精神教育が各地でおこなわれてきた。例えば、奈良地方連絡部が1955年に発行した『精神教育実施計画』が挙げられる。自衛隊創設期の地方連絡部は、「自衛官（予備自衛官を含む）の募集をおもな任務とし、予備自衛官の人事、人事記録、招集、手当等に関すること、自衛官、防衛大学校学生、貸費学生等の募集に伴う広報宣伝等の業務および退職自衛官の就職あつせん、療養の給付等の業務」<sup>12)</sup>をおこなう組織とされ、1954年度から1956年度の間に各都道府県へ設置<sup>13)</sup>された。業務内容からもわかるように、自衛隊内において、最も市民との対話を必要とする組織である。ここでおこなわれていた精神教育は、その目的を以下の3点としている。

- (1) 日本国民としての自覚と誇りを喚起して愛国心、愛民族心をかん養するとともに、徳性を養い躰けを徹底し教養の向上を図り、もつて自律的精神に充ち道徳的にすぐれた「立派な国民」たるべく人格を完成すること。
- (2) 防衛意識の高揚訓練と相俟つて自衛隊員として必要な資質を鍛錬陶冶し、もつて確固たる信念と自信をもつて誠実にその職務を遂行するに至らしむこと。
- (3) 和の精神に徹し、強固なる団結を図り、厳正な規律と旺盛な士気を振興するとともに質実剛健の気風をかん養し、もつていかなる困難に遭遇しても不撓不屈よく積極的に任務を完遂することのできる強靱な部隊精神を確立することを目的とする。<sup>14)</sup>

ここでは、自衛隊創設直後の1955年に奈良地方連絡部内の部員に対して、週1回おこなわれていた勉強会の概要が記されている。目的の文中に天皇は書かれておらず、旧軍との違いが明確化されているといえよう。一方で、隊員に対して「日本国民としての自覚と誇りを喚起して愛国心、愛民族心をかん養」することや、「徳性を養い躰けを徹底し教養の向上を図」ることで「立派な国民」の人格を完成させることが記されている。

第一次世界大戦からアジア・太平洋戦争に至るまでの総力戦体制形成過程を研究した瀬川厚が、「徹底した軍隊内教育によって『良兵』としての国民を創りあげること、そして『良兵』としての国民が軍隊外にあって『良民』として国民のあらゆる規範の根源となることが期待された」<sup>15)</sup>と説明する良兵良民主義が内包されているといえよう。とはいえ、志願制に移行した戦後日本社会では、「良兵」を育成することで「良民」とする考え方が広く影響力を持つことはなかった。

「教育内容の骨子」と記載される項目では、「訓示的「押しつけ教育」を排し体験的例話、実話を採り入れ具体性につとめる」<sup>16)</sup>等と書かれる一方で、隊員としての「使命の自覚と隊員としての信念をうえつけ、正しい人生観に徹せしめること」<sup>17)</sup>や、「自衛隊の精神的支柱を具体化し人生観的信念となるよう指導する」<sup>18)</sup>というように、精神面での教育内容が目立つ。また、「正しい国家観のもとに愛国心を昂揚する」<sup>19)</sup>、「思想防衛と武力防衛」<sup>20)</sup>のように、一定の価値観の形成が明記されている。天皇の軍隊という旧軍を貫いていた支柱が無くなり、「国民の自衛隊」というには支持の低さが目立つ発足初期の自衛隊では、組織アイデンティティ形成が不安定であったことが想定できる。

こうした精神教育であるが、テキストが発行された時代によっては反共を前面に押し出した教育内容もみられ、国会で追及されることもあった。参議院議員（日本社会党 当時）の山崎昇は、1958年版の精神教育テキストについて、1970年12月15日の参議院内閣委員会<sup>21)</sup>で以下のように述べている。

これは陸上幕僚監部で出している陸曹教育用、陸士（共通）教育用、「精神教育」という、あなたのほうで出している教科書です。これはね、これはいまも私は使っているのだと思う。これを見ますと、徹底した反共教育をやっておる。これは全部読めばいいでしょうけれども、そんな時間ありませんから、私が特にひどいと思われるところを一、二読んでみます。「現在共産主義者が、種々の戦術をもって活動しているが、これこそが侵略であり、平和共存も亦侵略の一手段であります。巷間に伝えられるような安易な親ソ親中の意見は、われわれ国民にとって全く危険極まりのない考え方だと思います。」、一例はまあこういうことです。

これに対し、防衛庁長官（当時）の中曽根康弘は以下のように日本共産党の武装闘争方針を背景とした文書であったと回答している。

この「自衛官の心がまえ」という昭和三十六年六月の、これができてからは、それはもう廃止されておるわけです。それでまあおそらく、共産党がいまのように政策転換をやる前で、火炎ビン闘争とか血のメーデーとか、ああいうことがあった影響を受けて、やはり武力蜂起という共産主義や共産党というものが頭にあった時代にそういうものができたのだらうと思います。最近共産党もお化粧直したうな（ママ）、——それが実態がとういう（ママ）ものであるか私知りませんけれども、とにかく三十六年のこの「自衛官の心がまえ」というものができまして、それは廃止されておるのであります。

これに対し山崎は、日本共産党の方針とは別に、思想としての反共が位置付けられているのではないかと以下のような反論をしている。

これが自衛隊の中心であるべき曹クラスの指導書として使われたことだけは間違いがない。いまあなたは日本共産党のことを述べられてお

る。これは日本共産党のことはあまり書いてない。書いてあるのは全部ソ連の革命から始まって、もう徹底して悪だということが書かれておる。

精神教育はこのような冷戦下の政治状況に影響を受けており、度々国会で議論となる。衆議院議員（日本共産党 当時）の松本善明は、1974年の第72回国会衆議院予算委員会で「精神教育参考資料」に関する質問を複数回おこなっており、軍国主義的・反共産主義的な資料が「精神教育参考資料」に記載されていると問題視<sup>22)</sup>している。

これら議論の詳細は省略するが、上記のように精神教育の内容を詳細に把握して国会で批判するためには、情報源として協力している自衛隊関係者の存在が必要不可欠といえる。こうした状況を踏まえたうえで、1967年に発行された資料Aの分析をおこなう。

### 3章 ベトナム反戦運動と70年安保を前にした運動団体への視線

本章で中心に取り上げる資料は、海上幕僚監部調査部が発行した『隊員への接近の手口』（資料A）である。これが書かれた1967年は、ベトナム反戦運動や学生運動、70年安保闘争等を主な理由として、自衛隊と市民社会の間に緊張感が漂っていた。

まず、資料Aを検討する前に、1960年代後半に至るまでの自衛隊と日本社会の関係を示したい。戦後、自衛隊が続けてきた「国民の自衛隊」になる方向性は着実に自衛隊の支持を増やし、自衛隊施設のある地域社会を中心に定着していく。しかしながら、歓迎・迎合する声ばかりではない。経済的・人口的な「基地の恩恵」が高度経済成長による収入比率の変化や重装備化によって迷惑施設化することもある。

清水亮は、旧軍時代から軍事施設が集中していた茨城県阿見町の警察予備隊や自衛隊基地誘致運動を対象として、地域社会と軍事基地の関係性を問う研究をおこなっている。そこでは、迷惑施設の性質が

強い航空自衛隊ジェット機基地の誘致には反対意見が多く、陸上自衛隊の飛行場となったことや、基地による経済的利益が高度経済成長によって薄れたことを挙げ、「かつて戦前を参照して地域発展の動力として期待された基地を、高度経済成長がもたらした未経験の豊かな社会は、時代遅れの足枷とさえ認識されうるものに変えた」<sup>23)</sup>と指摘している。

自衛隊施設の立地による受益者がいる一方、受苦者もまた一定数存在し、自らの生活を守るための運動に発展することも多い。恵庭事件や長沼ナイキ訴訟のように自衛隊の違憲性が問われることも珍しくはない。

1950年代から70年代の自衛隊と地域社会との関係を主に経済面から分析した佐々木知行は、民生支援や災害派遣といった自衛隊の活動の他に防衛施設庁による助成金を取り上げ、「基地周辺の住民を基地のもたらす経済的利益の直接的・間接的受給者にすることで、軍事基地と軍事活動に対する組織的な批判・抵抗を困難にし、基地を日常生活の一部として受け入れざるをえない社会構造を作り上げようとした」<sup>24)</sup>と指摘する。このように、自衛隊への批判的な運動に対し、受益の増大による「対策」が進んだ時代でもあった。

政治的には大都市を中心に革新首長が誕生し、日本社会党や日本共産党をはじめとした社会主義・共産主義政権へと変わる可能性が語られる時代でもあった。元海上幕僚長で防衛大学校9期生の藤田幸生は、防衛大学校在籍時に1年生だけで夜中に屋上へ上がって、「野党が、例えば共産党が政権を取ったらおまえは自衛隊を辞めるか」<sup>25)</sup>というディスカッションをおこなったとしている。そこでは、「その時には『私は辞める』と言ったんだよ。『野党が政権を取ったような政府に私はついていけない。命を懸けられない。辞める』と言ったら、『いや、俺は辞めん』と二浪の人達が言った。『何とかその中で我慢して、元に戻すように自衛隊の中で努力する』というから、『そんなことが、できるわけじゃないか』と。そういう話をしたのを忘れられない」<sup>26)</sup>と述べている。

実際には、非自民連立政権や自・社・さ連立政権

の時代にも自衛隊を辞めることはなく、1999年3月には海上幕僚長にまで就任しているが、会話の詳細よりも自衛隊の中でこうした会話がおこなわれる時代であったことが重要であろう。このような時代背景を踏まえ、資料Aの検討に入る。導入部分は以下である。

自衛隊に反対する対象勢力の諸活動は、悪質な宣伝せん動をはじめとして、広報活動反対・適格者名簿反対中心の募集妨害等今もなお活発に行なわれているが、一方においてはきわめて巧妙な手口で隊員への接近工作もすすめられているようである。

自衛隊に対し、彼等が従来の如き公然過激な戦術で相対している間は、とくに恐れることもないが、ソフトムードのニコニコスタイルに切り換えた時こそ厳重な警戒を必要とするときといえよう。彼等の目標が何処にあるのかを考えれば明らかである。

本資料は、最近各地で起つた隊員への接近工作のうち、参考になると思われる代表的なものを取り上げ、これに若干の解説を加えたものである。部下指導上の参考とされたい。<sup>27)</sup>

ベトナム反戦運動や学生運動等が盛り上がりを見せる時期において、自衛隊が革新勢力へ抱いていた危機感が読み取れる文章である。この時期は数多くの自衛隊に批判的な団体が活動しており、その方針や手法も異なるが、資料Aからは学生運動に多くみられる過激な手法を用いる団体よりも、地域に住む者が日常的に自衛隊員へ接触する形の運動に対して危機感を抱いていたことが示されている。また、「従来の如き公然過激な戦術で相対している間は、とくに恐れることもないが、ソフトムードのニコニコスタイルに切り換えた時こそ厳重な警戒を必要とするとき」としているように、自衛隊員の協力者を確保されることに危機感を抱いていたと考えられる。反戦自衛官が生まれることや、三矢作戦研究のように情報が漏洩し、国会で批判の的となることを警戒するものといえよう。

自衛隊員の中には、過激化する学生運動を冷静に見ていたとする記述も多い。例えば、1968年10月21日に、三島由紀夫と国際反戦デーのデモを見て回った山本舜勝は、「地域の共感を得られない全共闘の闘いは、その場では確かに大衆を巻き込んでいくか見えても、己れの生活空間に根ざさない闘いである以上、やがて浮きあがって、闘争を継続拡大させることはできない」<sup>28)</sup>と指摘している。

このような視点で考えれば、「公然過激な戦術」で派手な活動をおこなう学生運動や、明確な敵対的行動をとられるよりも、地域に基盤を持ちながら「ニコニコモード」で情報を引き出されかねない運動に危機感を抱くのは当然といえよう。

以下、資料Aに記載された具体的な事例をみていく。まず、「女性によるもの」として、以下の事例が示されている。

市内の書店で立ち読みをしていた某士長に対し、20歳位の若い女性が「交際して下さい」と話しかけ、近くの喫茶店に誘い

- 隊員は全部で何人位いるか
- あなたはどのような仕事をしているか
- 休暇はいつでもとれるのか

等の質問をした後、「今後も交際を続けて欲しい」と自分の住所・氏名を告げて立ち去った。

#### 解 説

- (1) 某士長の届出により、調査の結果女性の実父は有力党员であることが判明した。
- (2) 某士長は質問に対して不審を感じたので適当に応待し直ちに届出たものであり、その後交際していない。
- (3) 最近とくに女性を介しての獲得工作とみられる事案が多発しているのは注目を要する。

#### 教 訓

- (1) 某士長が女性の質問に不審を感じ、帰隊後直ちに上司報告したことは適切である。
- (2) 某士長は現在交際していないが、ややもすると興味本位に接触したり、あるいは真相をつかんでから報告しようとして、

ミイラとりがミイラになった事例もあるので不審を感じた場合は直ちに上司に報告するよう指導する必要がある。<sup>29)</sup>

情報収集を目的とする類似の事例として、自衛隊施設周辺の「飲食店街におけるもの」及び「電話によるもの」が示されている。

#### ※※※ 事 例 ※※※

某部隊前、飲食街のバー「A」において、サラリーマン風30歳前後の男、自称「M」は居合わせた某2曹に、部隊の編制等について質問したが、閉店後同店ホステスH子に「自衛隊の情報を流せば月15,000円やるがどうか」と話しかけた。

#### 解 説

- (1) 「M」が某2曹に対して行なった質問は「ホークはどこにあるか」「総監部に何名くらい勤務しているか」等である。
- (2) 「M」は自衛隊の階級、職種等に精通している模様で（ママ）あり、某2曹の「あなたは共産党员か」との逆質問に対して「話題を変えよう」と会話をそらした。
- (3) 「H子」に情報買取りの話をもちかけた経緯は、閉店後食事に誘い街の中心部に行くタクシーの中で発言したものである。
- (4) 本事案はバー「A」に行きつけの某2曹及び「H子」からの通報によるもので、調査の結果「M」の存在は確認したが、「M」の実体は不明である。

#### 教 訓

- (1) 飲酒中の会話であつても、不審に思い直ちに上司に届出た処置は適切である。
- (2) 「M」の実体は不明であるが、彼等が「飲み屋」「遊技場」等において、特に女性を介しての各種働きかけは常とう手段であり警戒を要する。
- (3) 上級者は、いわゆる「金と女に弱い」隊員のは握につとめ、外出時の心構えについて反復指導する着意が必要である。<sup>30)</sup>

### ※※※ 事例 ※※※

- (1) 某部隊に、部外から電話がかかり、「幹部の人を出してもらいたい」と前置きし、応答に出た某2尉に「某部隊の某1尉だが、部隊の編成を教えてください」旨述べたので、「直接当方に来て頂きたい」と回答したところ、「編制位知らせてくれないのか」と言つて電話を切つた。
- (2) 某総監部2班に市内から電話があり、「某方面の米軍の配置状況について知らせたい」旨を申し出た。応答に出た某1尉が、先方の「氏名・目的」等を問いただしたところ、ためらい勝ちに「市民でKという者です。目的は単なる興味からで、近く部隊所在地付近に就職しようと思つている」と語り、「回答できない」というと電話を切つた。

### 解説

最近、左翼勢力等からの働きかけは巧妙執ようとなり、電話利用等による調査工作も行われている向がある。前2件は直ちに左翼勢力の工作と即断はできないが、日常業務の間における保全上警戒を要することが少なくない。

○前項の事案については、その後次のとおり判明した。

#### (1) 項の事実

- ア 某部隊某1尉は実在していない
- イ 来隊するよう伝えたが、その後なんら連絡がない
- ウ 電話混雑時であつたため、交換手にもくわしい記憶がない

#### (2) 項の事実

- ア 電話応待に出た某1尉の言によれば、音声は学生か青年のように思われる。
- イ 氏名等の追求におどおどした様子が感じられた
- ウ 回答を断わつたにもかかわらず、執ように教えて欲しい旨繰り返した。

### 教訓

- (1) 不審な電話を受けた場合、まず相手の職業、氏名、電話番号等を聞きただすこと（じ後の調査、確認等の資料になる）。
- (2) 可能な限り、相手の特徴をつかむよう心がける。
- (3) 相手の誘導にかかり、又は言質をとられることのないよう、はつきりと必要最小限度の言葉で応答すること。（当然部外者に発表すべきでないと思われる事柄は知らない、係でないのわからない等の理由をつけ、即答をさける）この場合、言葉遣いは相手に礼を失しないよう注意すること。
- (4) 自らの判断で応答できかねる場合は、上司に報告して指示を仰ぐこと。<sup>31)</sup>

こうした事例が注意喚起という形で記載された背景には、自衛隊や防衛政策自体は批判しつつも、個別の自衛隊員に対しては必ずしも敵視をしない日本共産党による自衛隊員への呼びかけがある。その方針を示すものとして、1968年6月8日付けの『赤旗』及び『前衛』1968年8月臨時増刊号に掲載された、「自衛隊員のみなさんへ」とする文書が挙げられる。そこでは、日米安保条約や自民党の防衛政策、経済政策、農業政策等を批判し、「自民党政府は、みなさんが身命を投げうって『守るにあたいする』政府であるか、どうか。自民党政府をまもることが、真に国民の利益をまもる道であるか、どうか。みなさんは自分で答えをだすでしょう」としたうえで、「わが国のすすむ道が安保条約の問題をめぐって重大なわかれ道にたっているとき、みなさんが、安保条約をなくすことをねがっている大多数の国民の側にたつて、国をおもうまごころを正しく生かし、真の独立、民主、平和、中立の新しい日本をつくるために、国民とともにあゆまれることを心から期待します」<sup>32)</sup>としている。この文書には、自衛隊員に対して具体的に何をしてほしいのかは書かれていない。しかし、少なくとも自衛隊員に対して日本共産党への情報提供をおこなうことや、反戦自衛官と

なることを期待しているのは十分に想定できる。

こうした自衛隊員に対する接触を警戒する一方、外出先での会話では相手を識別する必要を訴える事例が「車中での話しかけ」として記載されている。

## 事 例

某3尉は、帰宅途中の列車内において、20歳位の大学生風の男から次のような質問を受けたので、青年の服装態度から悪い人間ではなさそうだと判断して一語一語に気を配りながら次のような問答を行なった。

(以下学生は学、某3尉は某)

学 「防衛庁では、3次防で膨大な予算を組み、共産圏を敵とみる三矢研究のようなものをさらに推し進めていると聞いているがどうか」

某 「私は単なる一隊員に過ぎない。したがって上級機関でどのような計画をつくり、どのような研究をしているのか不明であつて、答えようがない」

学 「学生達が安保破棄、ベトナム和平常を訴えて街頭で激しいデモを行なっているが、これは単に学生だけの声ではなく、国民全体の意思の反映したものと思うが、あなたはこの世論をどう思うか」

某 「これは、私の個人的な考えだが、学生のデモは一種の暴力であり、法治国家では許されない行為だと思う。学生の訴えが、国民全般の声を代表しているとも考えられない。現在の日本は思想も言論も自由であり、暴力を行使しなくても意思を訴える手段はいくらでもあると思う」

学 「共産党の人達は“自分こそ愛国者であり、共産党こそ汚職のない清潔な党である”といつている。私たちが考えてみても、基地を作ったり、ジェット機を買う金で住宅や学校などの施設を作る方がより建設的だと思われる……………」

某 「私はそのようには思わない。共産党はいまは表面ではおだやかなことを言っているが、時機が来れば必ず暴力を表面化させると思う。

中共の紅衛兵など狂気のサタだと思う。また、国には自ら侵略から守る、つまり自衛という機能が必要であり、そのために防衛力を持つことは当然であると考えてる」

学 「自衛隊は合憲だというのが、国民を弾圧するための訓練をしているのではないか」

某 「自衛隊は、日本の主権者である国民が選んだ国会議員の信任を得たものであり、総理大臣が指揮している。自衛隊が出動するのは総理の命令、すなわち国民多数の意志表示によるもので、国民の生命、財産を脅かすような事態が発生した場合に限られている。したがって、自衛隊はそのための訓練にはげんでおり、善良な国民を弾圧することなど絶対にあり得ない」

## 解 説

ア 前記の事例は見知らぬ者からの自衛官、特に「制服」という特殊社会を意識しての質問内容で、われわれのよく経験するところである。

イ 応答は、やや深入りした感じもある。

ウ 対処の方法は、自衛隊に対する単なる興味からの場合と、自衛隊に反対の立場をとる者の意識的な働きかけによる場合によつて自ら異なると思われる。

## 教 訓

ア 相手をよく観察して「識別」につとめる

イ 好意的な人物であると判断した場合でも、相応の意識をもつて応待する（工作者は、しばしばソフトムードで接近する）。

ウ たえず、き然とした態度を保持する。

(敵意のある相手方は、こちらの間隙を狙っている)

エ むずかしい問題に対しては「知りません」とはつきり答える（むずかしい問題に捉われるとあげ足をとられるおそれがある）。

オ 不用意に長時間話しこんだり、いたずらに反論したりして相手を刺激しない（反対的立場にあると思われる相手に対しては、とくに深入りを避けるのが賢明である）。

カ 不用意に所属・氏名等を相手に教えない



(災をあとに残すおそれがある)。  
以上の心掛けが必要である。<sup>33)</sup>

ここでは、「対処の方法は、自衛隊に対する単なる興味からの場合と、自衛隊に反対の立場をとる者の意識的な働きかけによる場合によつて自ら異なる」と解説し、「相手をよく観察して『識別』につとめる」、「好意的な人物であると判断した場合でも、相応の意識をもつて応待する（工作者は、しばしばソフトムードで接近する）」というように、積極的に自衛隊員と接触を図ろうとする運動の存在を示したうえで、国民の識別が推奨されている。

資料Aで警戒が呼び掛けられている対象は自衛隊員だけに限らない。隊員の「家族に対するもの」として、以下の2つが挙げられている。

某官舎地区において、第12回母親大会に代表派遣のため募金張が回覧され、一部に募金が行なわれたが、某1曹の提言により、抛金活動は中止された。

#### 解 説

- (1) 母親大会は、毎年8月左翼婦人運動の慣例行事として開催されているが、婦団連、新婦人の会とともに、日共のイニシアチブのもとに開かれている。
- (2) 募金張回覧の経緯は、官舎連絡員である某1曹の妻が町内会の婦人部長であるところから、他の回覧文書と一緒に受領し、内容を検討することなく軽い気持ちで回覧するとともに、一部募金を行なったものである。

#### 教 訓

- (1) 母親大会、母親と女教師の会、勉強会等子供に関連する名称には、ややもすると共感を呼び、あるいは警戒心がゆるむ傾向があり、特に婦人においてこの傾向が強いことは注意を要する。
- (2) この種の募金、署名運動に応ずることは、明らかに賛意を表明したことになり、場合によつては悪用されるおそれもあるの

で、署名及び募金等の依頼については、主人と相談する等よく内容を検討のうえ、これに応ずる要があり、また拒否する場合も問題化しないよう配慮する必要がある。

- (3) 革新勢力の権力機関工作の激化と相まつて、家族に対する意識啓発が望まれる。<sup>34)</sup>

某3曹宅に女性3名が訪問し、応待に出た妻女に対して「〇〇病院の者ですが、赤旗の本紙か、日曜版を月契約で購読してください。自衛隊家族として今後の身の処し方、特にベトナム問題について真剣に考えて下さい。自衛隊は政府に振り廻されて、結局はベトナム戦争に派遣されることになるでしょう。今日はとりあえず1部をおいてゆきますから、御主人が帰つたら見せて下さい」と赤旗購読の勧誘を行なった。

#### 解 説

事例のとおり、勧誘の方法として、言葉巧みに、まず相手に好印象を与えて接近を図り、説得に乗り出す等、従来とはやや趣きを異にしている。これらの事情と関連し、最近某地区委員会では、「赤旗勧誘については、自衛官、警察官に対しても積極的に働きかける必要がある。かりに知らずに訪れた家がこれらの家であつた場合でも、ひるむことなく説得する必要がある」という指導を行なつているところもあるので、これが実行に移されているものと思われる。

#### 教 訓

これらの勧誘に対しては、主人が在宅すると否とを問わず、断呼拒否する態度が必要であるが、いたずらに高圧的態度に出る必要はなく、冷静の中にも自信と信念を持ち言を左右することなく、きつぱりと拒否する態度が必要である。また、相手の巧みな言動に乗ぜられ、うっかり論争にまき込まれると、かえつて「見込みがある」との感を与え、じ後執ように狙われる結果にもなるので注意を要する。<sup>35)</sup>

このように、自衛隊員の自宅へ訪問する形での接触や、生活圏から回覧物として回ってくる署名や募金に対して警戒が呼びかけられている。しかしながら、その対応では「問題化しないよう配慮する必要」や、「断呼拒否する態度が必要であるが、いたずらに高圧的態度に出る必要はなく」と記載されているように、穏便に拒否することが推奨されている。

本稿で紹介しきれていない事例も多いが、資料Aの事例には、訓練内容や勤務体制、部署情報の他、ベトナム戦争に関する質問がよくみられる。この時期の自衛隊は、ベトナム戦争へ派兵されるのではないかという疑いの目<sup>36)</sup>で見られていた。そうした認識のもと、自衛隊施設のある地域に住む自衛隊の隣人として調査し、時に自衛隊員の説得をおこなう活動にこそ、自衛隊が脅威に感じていたことが資料Aから読み取れる。

#### 4章 おわりに

本稿は、資料Aを手掛かりとして、1960年代後半の自衛隊による自衛隊に批判的な運動団体への対応を考察したものである。

1960年代後半の自衛隊に批判的な運動団体についての対応では、その団体がその地域の生活基盤と密接に関わっているかが対応の差を分けていた。資料Aで記される運動への危機感には、運動が生活基盤に根差し、継続的に情報を得る手法が使われたことが影響していたのではないだろうか。過激な運動ではなく、自衛隊施設のある地域に基盤を持つ住民による継続的な運動であったからこそ、危機感を抱くに足るものとなり得たと考えられる。

こうした運動への自衛隊としての対策は、部下への指導と内部での調査にとどまり、有効な対策をおこなえていない。陸将(当時)の新宮陽太は、陸上自衛隊幹部学校の機関紙内で、「たとえ反対せんがための反対であっても、政党の支柱たる国民が、真に自衛隊の存在を是認するならば、政党の個々人がいかようにあれ、自衛隊反発の傾向は自然に解消するものといわねばならない。国民と離れて、自衛隊

の存在価値はない。国民と一体となって始めて、真の国防態勢は確立する。(中略) 現今、自衛隊が、災害派遣やその他道路の開設等大きな貢献をして、逐次国民の理解を得つつあることは誠に同慶の至りではあるが、さらに一步を進める必要はないだろうか。地方の識者は、ひそかにそれを求めていると見た目はひがめか<sup>37)</sup>として民生支援の強化を訴え、それが間接侵略への対策にも繋がるとしている。ここからは、自衛隊へ対峙する勢力に対して直接対抗することなく、民生支援を中心に国民の支持を増加させることが対策であると読み取れる。しかし、それは支持が得られるまで耐え続けることを意味した。

資料Aにおいて情報収集目的の接触に対しては、質問に答えないこと、断ること、上司へ報告すること以外の対抗策が記載されていなかった点からも、自衛隊にとって世論の変化を待つしかない状況であったと想定できる。

米軍や自衛隊に対して批判的な運動には何かしらの損失や被害を受けた受苦者が存在することが多いが、資料Aで示された運動は共産主義という政治的・思想的動機に集約されるものであり、わかりやすい「敵」の存在が示されている。自衛隊への批判的な世論は政治思想だけで説明のつくものではないはずであるが、資料Aではそうした点は考慮されていない。

自衛隊の「国民の自衛隊」になる方策には、国民として認識されていない人々が存在した。自衛隊創設期の精神教育では「立派な国民」となるための教育内容が記されており、自衛隊としての国民の理想像が示されているといえる。一方で、反共が位置付けられることもあり、国民でありながら敵視される人々の存在を資料Aから読み取ることができる。しかし、資料Aでは有効な対策は書かれておらず、識別したうえで求めには応じず、すみやかに上司へ報告することが唯一の対応であった。国民の支持の増加が反発を抑えるとして民生支援を重視した方針を踏襲しながら耐えるしかなかったともいえる。戦後日本社会で「国民の自衛隊」を目指すことは、地域に根を張る運動団体と対峙する部署にとって、具体的な国民を識別して少しずつ盤面を裏返していく

過程を意味する長期計画であった。

本稿は、資料 A を用いることで、自衛隊が世論との軋轢の中で地域社会の自衛隊に批判的な運動をどのように見ていたかの一端を示すことができた。しかしながら、資料 A は 1960 年代後半という時点で自衛隊内の一つの組織で書かれた内容であるため、それだけでは自衛隊全体を全期間にわたって検討することはできない。陸・海・空の各自衛隊の違いや部署、地域、書かれた時代等の条件によって内容が異なる可能性が考えられるため、地域社会とのせめぎ合いを示す自衛隊発行文書の更なる調査・発掘を課題としたい。

## 付記

本研究は JSPS 科研費 JP 21J10374 の助成を受けたものである。

## 【注】

- 1) 防衛庁長官官房広報課、1970 年、61 頁。
- 2) 真田、2021 年、193 頁。
- 3) 防衛庁長官官房広報課、1970 年、59 頁。
- 4) 真田尚剛によると、当時の陸上自衛隊は治安出動に前向きではなかったことが示されている。真田、2021 年、44-48 頁。
- 5) 防衛庁関係者も頻りに登場する雑誌『国防』において、読売新聞記者の堂場肇は、「純粋に治安を確保する目的で出動したにもかかわらず、結果的には、政争解決のための道具として自衛隊が特定政党に使われた、という非難を受けるおそれが少なくない（中略）国内の政治、経済問題から発生して起る問題に武力介入することは、“冷眼視”を更に深刻な“敵視”に変える結果となるだろう。そのため国内の三十八度線は、ますますそのミゾを深めることになるかも知れない。同胞相撃つというような治安出動は、自衛隊のためにも、また日本全体のためにも決してプラスになるはずがない」と、治安出動のリスクを指摘している。また、航空幕僚長（当時）の源田実は、堂場との対談記事で、「いまの情勢では、政党というものはお互いに反対なので、その都度自分の政策をおすために自衛隊を使うことになると、これは大変なことになります」と、治安出動に抑制的な姿勢をみせている。堂場、1960 年 a、67 頁。堂場、1960 年 b、15 頁。
- 6) この他に、「愛される自衛隊」、「親しまれる自衛隊」、「信頼される自衛隊」等が類似の用法で使われることがある。
- 7) 「自衛隊十年史」編集委員会編、1961 年、101 頁。
- 8) 「国防の基本方針」（1957 年 5 月 20 日閣議決定）、「自衛隊十年史」編集委員会編、1961 年、80 頁。
- 9) アーロン、2015 年、215 頁。
- 10) アーロン、2015 年、227 頁。
- 11) 戦後日本の世論調査に関しては、ミリタリー・カルチャー研

究会の「平和・安全保障問題に関する世論調査データベース」に一覧が収録されている。（<https://www.military-culture.jp/pops-database/> 最終閲覧日 2022 年 12 月 28 日）

- 12) 「自衛隊十年史」編集委員会編、1961 年、291 頁。
- 13) 「自衛隊十年史」編集委員会編、1961 年、290 頁。
- 14) 奈良地方連絡部、1955 年、1 頁。
- 15) 頼瀬、2018 年、157 頁。
- 16) 奈良地方連絡部、1955 年、3 頁。
- 17) 奈良地方連絡部、1955 年、3 頁。
- 18) 奈良地方連絡部、1955 年、4 頁。
- 19) 奈良地方連絡部、1955 年、3 頁。
- 20) 奈良地方連絡部、1955 年、5 頁。
- 21) 第 64 回国会 参議院 内閣委員会 第 5 号 1970 年 12 月 15 日。
- 22) 土屋、1974 年、113-125 頁。
- 23) 清水、2022 年、162 頁。
- 24) 佐々木、2022 年、144 頁。
- 25) 防衛省防衛研究所戦史研究センター編、2021 年、24 頁。
- 26) 防衛省防衛研究所戦史研究センター編、2021 年、25 頁。
- 27) 海上幕僚監部調査部、1967 年、「はじめに」とされる部分であり、頁の記載はない。
- 28) 山本、1980 年、136 頁。
- 29) 海上幕僚監部調査部、1967 年、5-6 頁。
- 30) 海上幕僚監部調査部、1967 年、6-7 頁。
- 31) 海上幕僚監部調査部、1967 年、13-15 頁。
- 32) 日本共産党、1968 年、310 頁。
- 33) 海上幕僚監部調査部、1967 年、15-18 頁。
- 34) 海上幕僚監部調査部、1967 年、11-12 頁。
- 35) 海上幕僚監部調査部、1967 年、12-13 頁。
- 36) 例えば、恵庭事件の弁護団は第一審の最終弁論で、防衛庁職員がベトナムを訪れたこと等を事例として挙げ、「自衛隊の海外派兵は、まさに日程にのぼりつつあります」と指摘している。浜口、1967 年、284-285 頁。
- 37) 新宮、1962 年、7 頁。

## 参考文献

- アーロン・スキヤブランド、2015 年、「『愛される自衛隊』になるために——戦後日本社会への受容に向けて」田中雅一・康陽球訳、田中雅一編『軍隊の文化人類学』風響社（“To Become a ‘Beloved Self-Defense Force’: The Early Postwar Japanese Military’s Efforts to Woo Wider Society”）。
- 防衛庁長官官房広報課、1970 年、『自衛隊に関する世論調査』。
- 防衛省防衛研究所戦史研究センター編、2021 年、『オール・ヒストリー 日本の安全保障と防衛力⑨』。
- 堂場肇、1960 年 a、「この人と一問一答 航空幕僚長・空将 源田実」『国防』7 月号、朝雲新聞社。
- 堂場肇、1960 年 b、「自衛隊の治安出動問題」『国防』8 月号、朝雲新聞社。

浜口武人、1967年、「恵庭弁護団・最終弁論——ベトナム侵略戦争と自衛隊」『法律時報』4月号臨時増刊 vol39 no5、279-286頁。

「自衛隊十年史」編集委員会編、1961年、『自衛隊十年史』。

海上幕僚監部調査部、1967年、『隊員への接近の手口 取扱注意 昭和42年9月30日』。

額瀨厚、2018年、『増補版 総力戦体制研究』社会評論社。

奈良地方連絡部、1955年、『精神教育実施計画 部外秘 30.4.1』。

日本共産党、1968年、「自衛隊員のみなさんへ」『前衛』1968年8月臨時増刊号 307-310頁。

真田尚剛、2021年、『「大国」日本の防衛政策——防衛大綱に至る過程 1968～1976年』吉田書店。

佐々木知行、2022年、「自衛隊と市民社会——戦後社会史のなかの自衛隊」蘭信三、石原俊、一ノ瀬俊也、佐藤文香、西村明、野上元、福間良明編『シリーズ戦争と社会2 社会のなかの軍隊／軍隊のなかの社会』岩波書店、127-148頁。

清水亮、2022年、「自衛隊基地と地域社会——誘致における旧軍の記憶から」蘭信三、石原俊、一ノ瀬俊也、佐藤文香、西村明、野上元、福間良明編『シリーズ戦争と社会2——社会のなかの軍隊／軍隊という社会』岩波書店、149-170頁。

新宮陽太、1962年、「年頭所感」『幹部学校記事』第10巻1月号、4-10頁。

土屋春雄、1974年、「自衛隊における精神教育」『前衛』1974年8月号 113-125頁。

山本舜勝、1980年、『三島由紀夫・憂悶の祖国防衛賦——市ヶ谷決起への道程と真相』日本文芸社。